

令和8年度 奈良県災害廃棄物対策教育・訓練実施業務仕様書

1. 件名

令和8年度奈良県災害廃棄物対策教育・訓練実施業務

2. 業務の目的

「奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月奈良県）」の実効性を確保するため、県・市町村等職員を対象に教育・訓練を実施し、災害発生時の関係機関との連携強化や各主体の対応能力の向上を図ることを目的とする。

3. 業務の内容

3-1. 教育・訓練【基礎編】の実施

災害廃棄物対策のスキルアップを目的として、県・市町村等職員を対象に、主に以下3点の教育・訓練をWEB配信により実施する。

(1) 「災害廃棄物処理対策の基礎」

講師（1名程度）は、受託者の提案を踏まえ県と協議し決定する。講師との日程調整、謝金・旅費等の支払い、資料の作成及び配信会場の準備（必要に応じ）は受託者が行うものとする。

(2) 「環境省における災害廃棄物処理に係る取組」

環境省近畿環境局職員を招き、災害廃棄物処理に係る取組や補助金制度について説明する。日程調整、資料の作成及び配信会場準備（必要に応じ）は受託者が行うものとする。

(3) 「3-2. 教育・訓練【図上演習】」について、受託者が事前説明を実施する。

3-2. 教育・訓練【図上演習】の実施

県内にて発生した震度5弱以上の地震により、複数市町村で被害が発生した際の発災初動期から応急対応期までの県及び市町村の災害廃棄物処理対策のスキルアップを目的とし、主に以下4点の図上演習を実施する。なお図上演習は対応型図上演習とし、詳細については事前に県と協議し決定するものとする。

(1) 災害廃棄物処理体制の確立

(2) 県・市町村等による情報収集・連絡調整

(3) 災害廃棄物発生量の推計

(4) 仮置場の図上設置・運営等

なお、災害廃棄物行政に精通した者（以下、ファシリテーターという。）を5名程度手配し、演習の進行管理を行うとともに、演習後に講評を行うこと。また、ファシリテーターとは別に演習中の情報伝達役（以下、コントローラーという。）を5名程度手配すること。ファシリテーター及びコントローラーの人選については県と協議し決定するものとし、国や地方公共団体の職員を充てることも可能とする。

3-3. その他

(1) 委託者が行うこと

会場の予約手続及び会場費（プロジェクター、スクリーン、マイク等）の支払。

(2) 受託者が行うこと

- ・ 教育・訓練【基礎編】のWEB配信（講師選定、日程調整、資料作成、配信会場準備（必要に応じ）及び動画配信 等）。
- ・ 教育・訓練【図上演習】研修会場の選定。講師、ファシリテーター及びコントロ

ーラーへの説明、日程調整および謝金・旅費等の支払。なお、謝金は1日当たり26,000円を支給するものとし、旅費は「県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例」に準じ、行政職俸給表(一)による七級の職務相当額を支給する。

- ・ 事業実施に必要な備品(Microsoft Power Point等が使えるノートパソコン、コピー機等)及び消耗品(ゼッケンや筆記用具等)の準備、資料の作成並びに会場設営。
- ・ 今後の教育・訓練の充実を図るため、各訓練の終了後に参加者へアンケート調査を行い、調査結果をとりまとめ県に報告。

4. 実施時期・場所等について

実施時期：令和8年冬頃～令和9年3月頃の2日

実施時間：1日目【基礎編および図上演習事前説明】事前講習(WE B配信)

2日目【図上演習】午前10時～正午および午後1時～午後4時(5時間)

【休憩時間】正午～午後1時(1時間)

実施場所：奈良県内

(※県・市町村等職員が受講しやすい場所での実施とすること)

参 加 者：60名程度

5. 成果物

受託者は、次の成果物を提出すること。

- (1) 実施報告書(紙媒体) 1部
報告書には、本業務で作成・使用した各種資料やデータを含めること。
- (2) 実施報告書の電子データを収納した電子媒体(CD-R) 1式
なお、電子データは、WORD又はEXCEL形式及びPDF形式とする。

6. 業務履行期限

令和9年3月31日まで

ただし、県の完了検査の合格をもって業務履行完了とする。

7. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、県と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、県が保有するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、県が指示する場合を除き、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティを確保するものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。